

那智勝浦・太地地域
循環型社会形成推進地域計画

那智勝浦町
太地町
那智勝浦町・太地町環境衛生施設一部事務組合(予定)

平成25年12月25日

目 次

1	地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項	
(1)	対象地域	1
(2)	計画期間	1
(3)	基本的な方向	1
(4)	広域化処理の状況	2
2	循環型社会形成推進のための現状と目標	
(1)	一般廃棄物等の処理の現状	3
(2)	生活排水の処理の現状	5
(3)	一般廃棄物等の処理の目標	7
(4)	生活排水処理の目標	10
3	施策の内容	
(1)	排出抑制、再使用及び再資源化の推進	13
(2)	処理体制	16
(3)	処理施設の整備	19
(4)	施設整備に関する計画支援事業	20
(5)	その他の施策	20
4	計画のフォローアップと事後評価	
(1)	計画のフォローアップ	21
(2)	事後評価及び計画の見直し	21

1 地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項

(1) 対象地域

構成市町村名	那智勝浦町・太地町
面積	189.41 km ² （那智勝浦町 183.45 km ² ：太地町：5.96 km ² ）
人口	20,295 人（平成 25 年 9 月 30 日現在）
地域の要件	山村・半島・過疎

表 1 - 1 人口と面積

市町村名	那智勝浦町	太地町	合計
面積 (km ²)	183.45	5.96	189.41
人口 (人)	16,897	3,398	20,295

(2) 計画期間

本計画は、平成26年4月1日から平成31年3月31日までの5年間を計画期間とする。
なお、目標の達成状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要な場合には計画を見直すものとする。

(3) 基本的な方向

那智勝浦・太地地域は、和歌山県の南東部に位置し、JR 紀勢本線と国道 42 号が主要な交通アクセスとなっている。国道 42 号のバイパスとして、「那智勝浦道路」が建設されているが、那智勝浦道路の開通により、那智勝浦地域・太地地域はより密接になり、防災や医療、観光に大きく貢献するものと期待している。

本地域では、太地町が太平洋と那智勝浦町に囲まれ、古くから生活圏を共有しており、昭和 40 年より両町共同でし尿処理施設「那智勝浦町・太地町環境衛生施設一部事務組合」を設立し、し尿処理を行ってきた。

那智勝浦町は、和歌山県の南東部に位置し、東は黒潮洗う熊野灘を臨み、また太地町にも接しており、北は新宮市、西は串本町や古座川町に接している。面積は、183.45 km²であり、山地と丘陵地を合わせた面積が総面積の約 90%を占めている。また、紀伊山脈の南端にあたる那智連峰が町の北部に連なり、これに源を発する那智川・太田川の両河川が南東に流れ熊野灘に注いでいる。本町の平地のほとんどはこれらの両河川流域と海岸地域に形成されており、土地の都市的利用及び農業的利用の舞台となっている。海岸線はリアス式で、勝浦港など天然の良港を有し、また名勝「紀の松島」など見事な景観を展開している。

太地町は、紀伊半島東牟婁郡南端の熊野灘に突出した地域にあって、総面積 5.96 km²の行政区域を有している。西は那智勝浦町下里地区に、西北は同町太田地区に接続し、北は森浦湾を隔てて同町二河地区、勝浦港に対し、東南は熊野灘に臨んでいる。また、常渡地区の対岸の森浦湾を隔てた飛地に夏山地区がある。太地町内では標高 120

m台を最高とする中起伏丘陵が形成されている。海岸沿いに形成された海成段丘は、平見地区に比較的まとまった段丘面と段丘崖が形成されている。更に太地港の背後には砂州が発達し、海岸沿いの低地には浜および汀線に沿った磯が発達している。一方、町の社会経済の発展・文化の向上等を進めてきたなかで、土地利用の変化のため海域埋立や丘陵地および台地において人工的な改変地がみられる。

現代生活は生活水準の向上及び生活様式の多様化に伴い多量のごみを排出し、多量の資源を消費している。本地域におけるごみ排出量については、減少傾向であるが依然高い状況で推移していることから、ごみの分別化を進め、国が掲げる「地域における循環型社会の形成」に向けたごみの「減量化及び資源化」を図る必要がある。

本地域を構成する那智勝浦町および太地町は「快適で安心して暮らせるまちづくり」を目標に、ごみの発生や排出の抑制とともに、ごみを資源として有効に利用し、環境への負荷を極力抑えた循環型社会を実践するための基本方針や数値目標を定め、町民、事業者、行政が互いに協働し、更なるごみの減量と資源化の推進に努めることとする。

また、公衆衛生の向上と公共用水域の水質汚濁を防止するため、今後も継続して合併処理浄化槽の整備を進めていく。

(4) 広域化処理の状況

平成 11 年 3 月に策定された和歌山県ごみ処理広域化計画（平成 16 年 7 月第 2 次改定）の枠組みにより、7つの広域ブロックが設定された。新宮市、串本町、那智勝浦町、太地町、古座川町、北山村により新宮広域ブロックが発足した。

最終処分場については大阪湾フェニックス計画区域外のみなべ町以南については最終処分場機能が不足し、多くの市町村が県外において最終処分を行っていることから、第 3 セクターである公益法人「(財)紀南環境整備公社」を紀南地域の 11 市町村、産業界、和歌山県により平成 17 年 7 月に設立し、紀南地域から発生する一般廃棄物及び産業廃棄物を適正に処分するための最終処分場（広域最終処分場）整備に取り組んでいた。公社では候補地選定や現地調査などを行い、事業計画に準じて計画を実行していたが、国の財政支援を受けるため、事業主体を一部事務組合に変更した。事業継承する「紀南環境広域施設組合」は田辺市、みなべ町、白浜町、上富田町、すさみ町、新宮市、串本町、那智勝浦町、太地町、古座川町の 10 市町で構成している。

ごみ処理については、新宮広域ブロック内で共同処理の実現を図るため、固形燃料の発電施設の建設も計画に上がったが、ブロック内のごみ処理施設の耐用年数の期限が合わず、実現に至らなかった。そこで、老朽化が著しい那智勝浦町のクリーンセンターと固形燃料方式が廃止になる太地町清掃センターを統合して、2 町による新ごみ処理施設建設計画を立案した。

2 循環型社会形成推進のための現状と目標

(1) 一般廃棄物等の処理の現状

平成 23 年度における一般廃棄物の排出・処理状況は図 2-1 に示すとおりである。

総排出量は、集団回収量、拠点回収も含め、9,067 トンであり、再生利用される「総資源化量」は 1,097 トン、リサイクル率〔=(直接資源化量+中間処理後の再生利用量+集団回収量)÷(ごみの総処理量+集団回収量)〕は 12.1%である。

中間処理による減量化量は 7,134 トン/年であり、排出量の 78.7%が減量化され、排出量の 9.2%に当たる 836 トン/年が埋め立てられている。

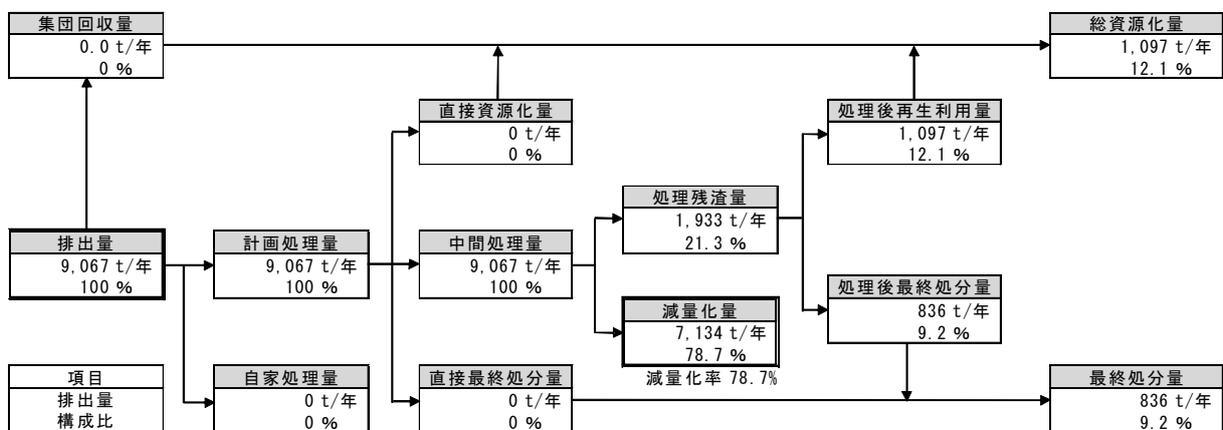


図 2-1 一般廃棄物の処理状況フロー（平成 23 年度）

イ 那智勝浦町

平成 23 年度における一般廃棄物の排出・処理状況は図 2-2 に示すとおりである。

総排出量は、集団回収量、拠点回収も含め、7,879 トンであり、再生利用される「総資源化量」は 871 トン、リサイクル率〔=(直接資源化量+中間処理後の再生利用量+集団回収量)÷(ごみの総処理量+集団回収量)〕は 11.1%である。

中間処理による減量化量は 6,239 トン/年であり、排出量の 79.2%が減量化され、排出量の 9.8%に当たる 769 トン/年が埋め立てられている。

なお、中間処理量のうち、焼却量は 6,888 トン/年である。

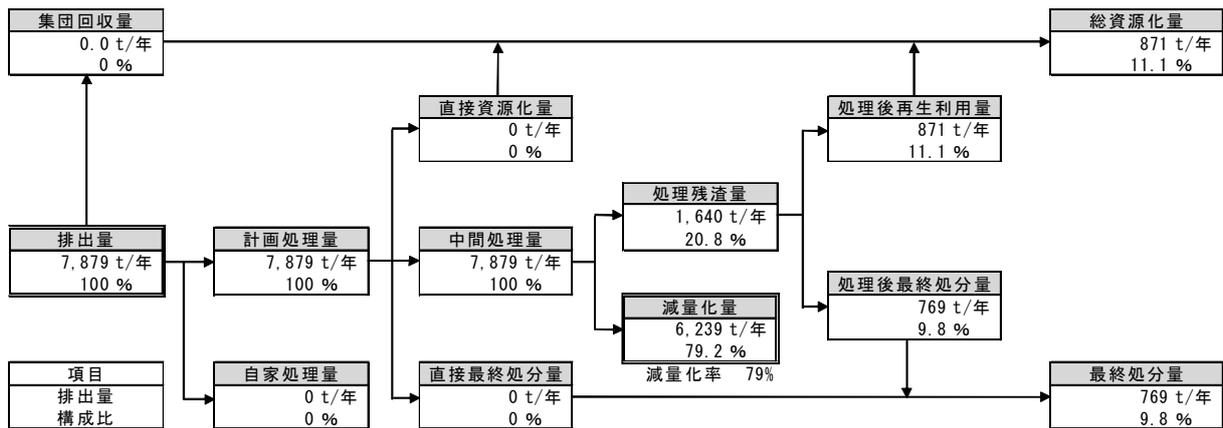


図 2 - 2 那智勝浦町の一般廃棄物の処理状況フロー（平成 23 年度）

ロ 太地町

平成 23 年度における一般廃棄物の排出・処理状況は図 2 - 3 に示すとおりである。

総排出量は、集團回収量、拠点回収も含め、1,188 トンであり、再生利用される「総資源化量」は 226 トン、リサイクル率〔=(直接資源化量+中間処理後の再生利用量+集團回収量) / (ごみの総処理量+集團回収量)〕は 19.0%である。

中間処理による減量化量は 895 トン/年であり、排出量の 75.3%が減量化され、排出量の 5.6%に当たる 67 トン/年が埋め立てられている。

なお、中間処理量のうち、固形燃料化処理量は 919 トン/年で、472 トン/年の固形燃料が民間の製紙工場の熱源として再利用されている。

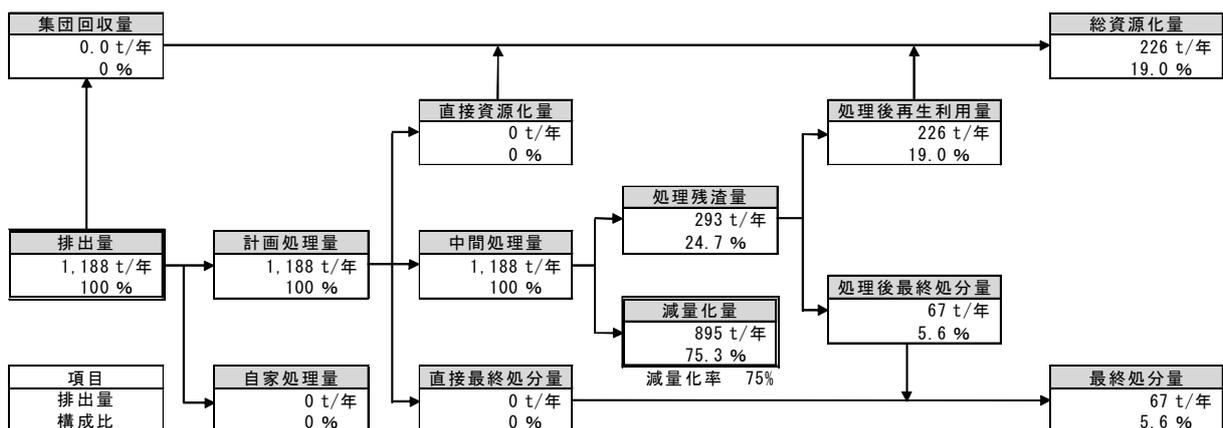


図 2 - 3 太地町の一般廃棄物の処理状況フロー（平成 23 年度）

(2) 生活排水の処理の現状

平成 23 年度における生活排水の処理状況及びし尿・汚泥等の排出量は図 2 - 4 のとおりである。

生活排水処理対象人口は、全体で 20,754 人であり、水洗化人口は、6,585 人、汚水衛生処理率は 31.8% である。

し尿発生量は 3,918k1/年、浄化槽汚泥発生量は、7,869k1/年であり、処理・処分量 (= 収集・運搬量) は 11,787k1/年である。

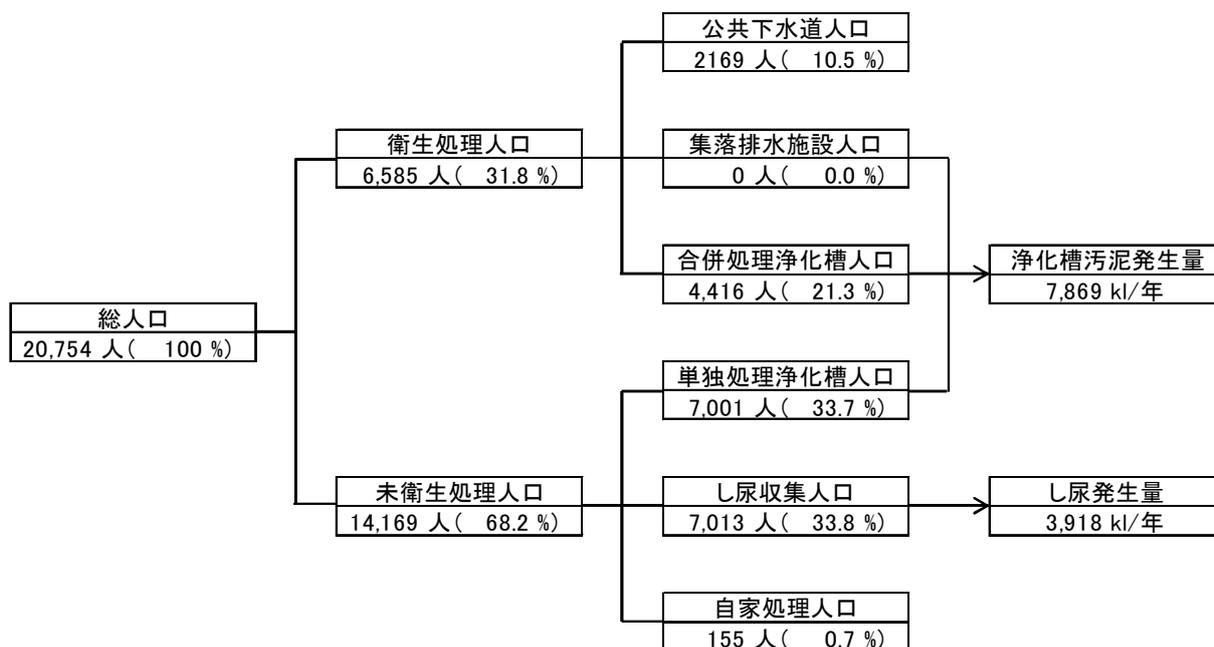


図 2 - 4 生活排水の処理状況フロー (平成 23 年度)

イ 那智勝浦町

平成 23 年度における生活排水の処理状況及びし尿・汚泥等の排出量は図 2 - 5 のとおりである。

生活排水処理対象人口は、全体で 17,355 人であり、水洗化人口は、4,082 人、汚水衛生処理率は 23.5% である。

し尿発生量は 3,773k1/年、浄化槽汚泥発生量は、7,009k1/年であり、処理・処分量 (= 収集・運搬量) は 10,782k1/年である。

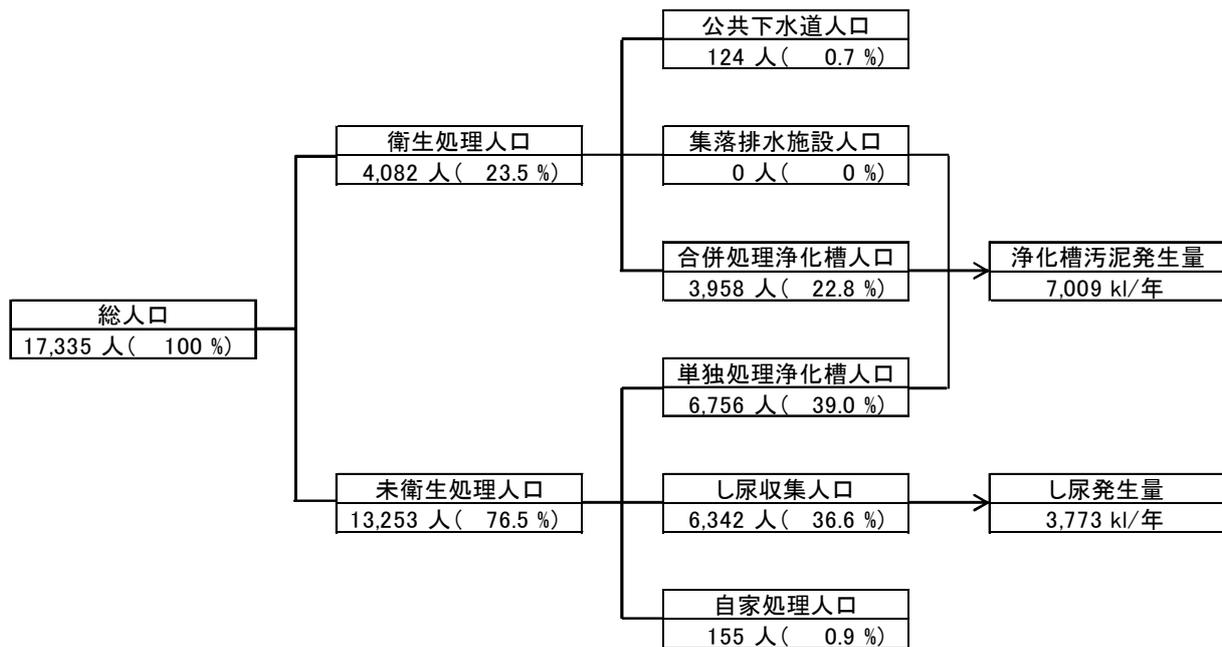


図 2 - 5 那智勝浦町の生活排水の処理状況フロー（平成 23 年度）

ロ 太地町

平成 23 年度における生活排水の処理状況及びし尿・汚泥等の排出量は図 2 - 6 のとおりである。

生活排水処理対象人口は、全体で 3,419 人であり、水洗化人口は、2,503 人、汚水衛生処理率は 73.2% である。

し尿発生量は 145kl/年、浄化槽汚泥発生量は、860kl/年であり、処理・処分量（＝収集・運搬量）は 1,005kl/年である。



図 2 - 6 太地町の生活排水の処理状況フロー（平成 23 年度）

(3) 一般廃棄物等の処理の目標

本計画の計画期間中においては、廃棄物の減量化を含め、資源ごみの分別収集の徹底などにより循環型社会の実現を目指すものとし、表2-1のとおり目標量について定め、それぞれの施策に取り組んでいく。

最終処分率は、太地町の固形燃料化施設が廃止され、新たな熱回収施設（ごみ焼却施設）となることによって焼却残渣の発生量が変わることから、現状よりも増加するが、総量としては少なくなる計画である。

表2-1 減量化、再生利用に関する現状と目標

指 標		現状（割合 ^{※1} ） （平成23年度）	目標（割合 ^{※1} ） （平成31年度）
排 出 量	事業系 総排出量	1,730 トン	1,435 トン（-17.1%）
	1事業所当たりの排出量 ^{※2}	1.0 トン/事業所	0.8 トン/事業所（-20.0%）
	家庭系 総排出量	7,337 トン	5,507 トン（-24.9%）
	1人当たりの排出量 ^{※3}	306.5 kg/人	272.7 kg/人（-11.0%）
	一般廃棄物の排出量（集団回収、自家処理含む）	9,067 トン	6,942 トン（-23.4%）
事業系家庭系排出量合計（集団回収、自家処理除く）		9,067 トン	6,942 トン（-23.4%）
再生利用量	直接資源化量	0 トン（0.0%）	0 トン（0.0%）
	総資源化量	1,097 トン（12.1%）	932 トン（13.4%）
熱回収量	熱回収量（年間の発電電力量）	- MWh	- MWh
減 量 化 量	中間処理による減量化量	7,134 トン（78.7%）	5,338 トン（76.9%）
最終処分量	埋立最終処分量	836 トン（9.2%）	672 トン（9.7%）

※1 排出量は現状に対する割合、その他は排出量に対する割合

※2 （1事業所当たりの排出量）= {（事業系ごみの総排出量）-（事業系ごみの資源ごみ量）} /（事業所数）

※3 （1人当たりの排出量）= {（家庭系ごみの総排出量）-（家庭系ごみの資源ごみ量）} /（人口）

《指標の定義》

排 出 量：事業系ごみ、家庭系ごみを問わず、出されたごみの量（集団回収されたごみを除く。） [単位：トン]

再生利用量：集団回収量、直接資源化量、中間処理後の再生利用量の和 [単位：トン]

熱 回 収 量：エネルギー回収施設において発電された年間の発電電力量 [単位：MWh]

減 量 化 量：中間処理量と処理後の残渣量の差 [単位：トン]

最終処分量：埋立処分された量 [単位：トン]

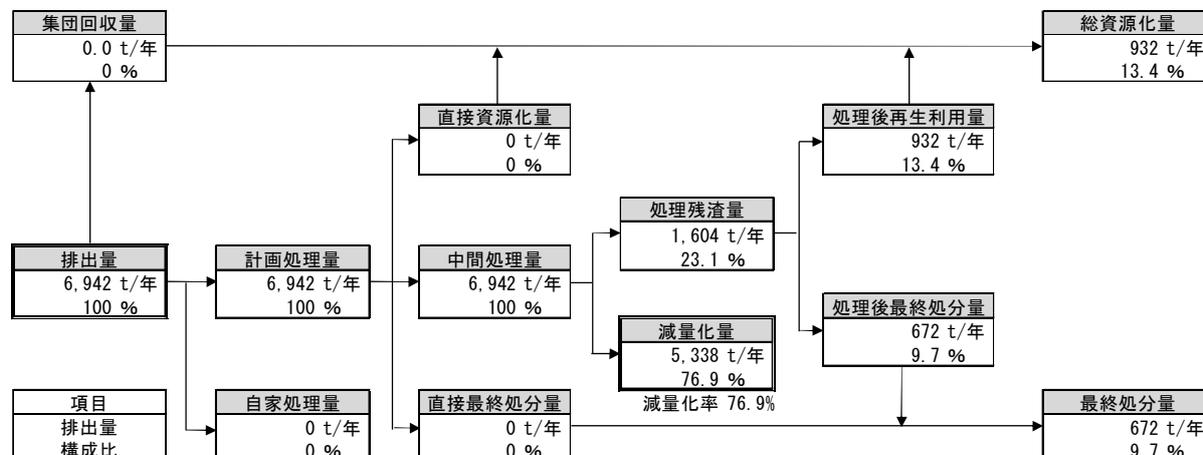


図2-7 目標達成時の一般廃棄物の処理状況フロー（平成31年度）

表 2 - 2 減量化、再生利用に関する現状と目標

指 標		現状 (割合 ^{※1}) (平成23年度)	目標 (割合 ^{※1}) (平成31年度)
排 出 量	事業系 総排出量 1 事業所当たりの排出量 ^{※2}	1,639 トン 1.1 トン/事業所	1,367 トン (-16.6%) 0.9 トン/事業所 (-18.2%)
	家庭系 総排出量 1 人当たりの排出量 ^{※3}	6,240 トン 314.3 kg/人	4,680 トン (-25.0%) 277.1 kg/人 (-11.8%)
	一般廃棄物の排出量 (集団回収、自家処理含む)	7,879 トン	6,047 トン (-23.3%)
	事業系家庭系排出量合計 (集団回収、自家処理除く)	7,879 トン	6,047 トン (-23.3%)
再生利用量	直接資源化量	0 トン (0.0%)	0 トン (0.0%)
	総資源化量	871 トン (11.1%)	749 トン (12.4%)
熱回収量	熱回収量 (年間の発電電力量)	- MMh	- MMh
減 量 化 量	中間処理による減量化量	6,239 トン (79.2%)	4,717 トン (78.0%)
最終処分量	埋立最終処分量	769 トン (9.8%)	581 トン (9.6%)

※1 排出量は現状に対する割合、その他は排出量に対する割合

※2 (1事業所当たりの排出量) = { (事業系ごみの総排出量) - (事業系ごみの資源ごみ量) } / (事業所数)

※3 (1人当たりの排出量) = { (家庭系ごみの総排出量) - (家庭系ごみの資源ごみ量) } / (人口)

《指標の定義》

排 出 量 : 事業系ごみ、家庭系ごみを問わず、出されたごみの量 (集団回収されたごみを除く。) [単位: トン]

再 生 利 用 量 : 集団回収量、直接資源化量、中間処理後の再生利用量の和 [単位: トン]

熱 回 収 量 : エネルギー回収施設において発電された年間の発電電力量 [単位: MMh]

減 量 化 量 : 中間処理量と処理後の残渣量の差 [単位: トン]

最 終 処 分 量 : 埋立処分された量 [単位: トン]

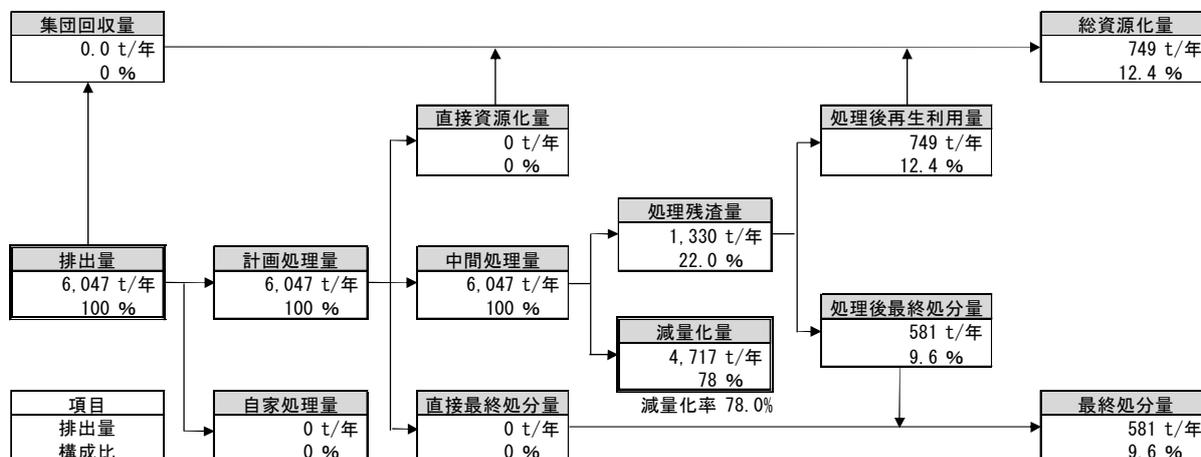


図 2 - 8 那智勝浦町の目標達成時の一般廃棄物の処理状況フロー (平成 31 年度)

表 2 - 3 減量化、再生利用に関する現状と目標

指 標		現状 (割合※ ¹) (平成23年度)	目標 (割合※ ¹) (平成31年度)
排 出 量	事業系		
	総排出量	91 トン	68 トン (-25.3 %)
	1事業所当たりの排出量※ ²	0.3 トン/事業所	0.2 トン/事業所 (-33.3 %)
	家庭系		
総排出量	1,097 トン	827 トン (-24.6 %)	
1人当たりの排出量※ ³	267.0 kg/人	249.5 kg/人 (-6.6 %)	
	一般廃棄物の排出量 (集団回収、自家処理含む)	1,188 トン	895 トン (-24.7 %)
	事業系家庭系排出量合計 (集団回収、自家処理除く)	1,188 トン	895 トン (-24.7 %)
再生利用量	直接資源化量	0 トン (0.0 %)	0 トン (0.0 %)
	総資源化量	226 トン (19.0 %)	183 トン (20.4 %)
熱回収量	熱回収量 (年間の発電電力量)	- MMh	- MMh
減 量 化 量	中間処理による減量化量	895 トン (75.3 %)	621 トン (69.4 %)
最終処分量	埋立最終処分量	67 トン (5.6 %)	91 トン (10.2 %)

※¹ 排出量は現状に対する割合、その他は排出量に対する割合

※² (1事業所当たりの排出量) = { (事業系ごみの総排出量) - (事業系ごみの資源ごみ量) } / (事業所数)

※³ (1人当たりの排出量) = { (家庭系ごみの総排出量) - (家庭系ごみの資源ごみ量) } / (人口)

《指標の定義》

排 出 量 : 事業系ごみ、家庭系ごみを問わず、出されたごみの量 (集団回収されたごみを除く。) [単位: トン]

再 生 利 用 量 : 集団回収量、直接資源化量、中間処理後の再生利用量の和 [単位: トン]

熱 回 収 量 : エネルギー回収施設において発電された年間の発電電力量 [単位: MMWh]

減 量 化 量 : 中間処理量と処理後の残渣量の差 [単位: トン]

最 終 処 分 量 : 埋立処分された量 [単位: トン]

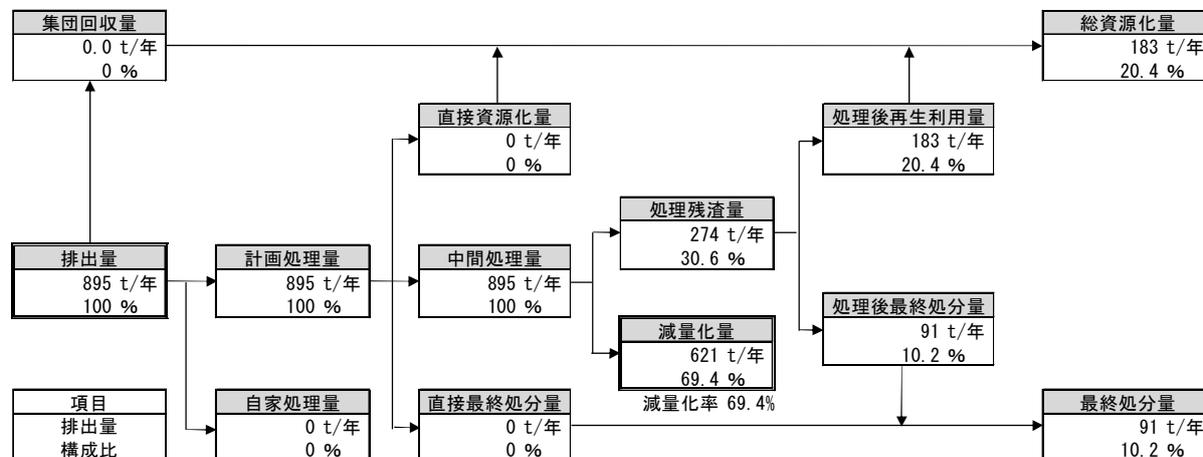


図 2 - 9 太地町の目標達成時の一般廃棄物の処理状況フロー (平成 31 年度)

(4) 生活排水処理の目標

生活排水処理については、表 2-4 及び図 2-10 に掲げる目標のとおり、合併処理浄化槽の整備等を進めていくものとする。

表 2-4 生活排水処理に関する現状と目標

	平成23年度実績(割合)	平成31年度目標(割合)
処理形態別人口合計	20,754 人	17,211 人
1.水洗化・生活雑排水処理人口	6,585 人(31.8 %)	7,592 人(44.1 %)
(1)コミュニティプラント人口	0 人(0.0 %)	0 人(0.0 %)
(2)合併処理浄化槽人口	4,416 人(21.3 %)	5,863 人(34.1 %)
(3)下水道人口	2,169 人(10.5 %)	1,729 人(10.0 %)
(4)集落排水施設人口	0 人(0.0 %)	0 人(0.0 %)
2.水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独浄化槽人口)	7,001 人(33.7 %)	5,933 人(34.5 %)
3.非水洗化人口	7,168 人(34.5 %)	3,686 人(21.4 %)
(1)し尿収集人口	7,013 人(33.8 %)	3,601 人(20.9 %)
(2)自家処理人口	155 人(0.7 %)	85 人(0.5 %)
し尿・汚泥量の合計	11,787 kl/年	10,684 kl/年
し尿収集量	3,918 kl/年	2,557 kl/年
浄化槽汚泥収集量	7,869 kl/年	8,127 kl/年



図 2-10 目標達成時の生活排水処理状況フロー（平成 31 年度）

イ 那智勝浦町

表 2-5 生活排水処理に関する現状と目標（那智勝浦町）

	平成23年度(割合)	平成31年度(割合)
処理形態別人口合計	17,335 人	14,502 人
1.水洗化・生活雑排水処理人口	4,082 人(23.5 %)	5,272 人(36.4 %)
(1)コミュニティプラント人口	0 人(0.0 %)	0 人(0.0 %)
(2)合併処理浄化槽人口	3,958 人(22.8 %)	5,165 人(35.6 %)
(3)下水道人口	124 人(0.7 %)	107 人(0.8 %)
(4)集落排水施設人口	0 人(0.0 %)	0 人(0.0 %)
2.水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独浄化槽人口)	6,756 人(39.0 %)	5,750 人(39.6 %)
3.非水洗化人口	6,497 人(37.5 %)	3,480 人(24.0 %)
(1)し尿収集人口	6,342 人(36.6 %)	3,395 人(23.4 %)
(2)自家処理人口	155 人(0.9 %)	85 人(0.6 %)
し尿・汚泥量の合計	10,782 kl/年	9,650 kl/年
し尿収集量	3,773 kl/年	2,500 kl/年
浄化槽汚泥収集量	7,009 kl/年	7,150 kl/年



図 2-11 目標達成時の生活排水処理状況フロー（那智勝浦町）

表 2 - 6 生活排水処理に関する現状と目標 (太地町)

	平成23年度実績(割合)	平成31年度目標(割合)
処理形態別人口合計	3,419 人	2,709 人
1.水洗化・生活雑排水処理人口	2,503 人(73.2 %)	2,320 人(85.6 %)
(1)コミュニティプラント人口	0 人(0.0 %)	0 人(0.0 %)
(2)合併処理浄化槽人口	458 人(13.4 %)	698 人(25.7 %)
(3)下水道人口	2,045 人(59.8 %)	1,622 人(59.9 %)
(4)集落排水施設人口	0 人(0.0 %)	0 人(0.0 %)
2.水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独浄化槽人口)	245 人(7.2 %)	183 人(6.8 %)
3.非水洗化人口	671 人(19.6 %)	206 人(7.6 %)
(1)し尿収集人口	671 人(19.6 %)	206 人(7.6 %)
(2)自家処理人口	0 人(0.0 %)	0 人(0.0 %)
し尿・汚泥量の合計	1,005 kl/年	1,034 kl/年
し尿収集量	145 kl/年	57 kl/年
浄化槽汚泥収集量	860 kl/年	977 kl/年



図 2 - 12 目標達成時の生活排水処理状況フロー (太地町)

3 施策の内容

本地域では、循環型社会形成推進基本法の考え方にに基づき、循環型社会を構築するため、住民、事業者、町の三者が一体となってリデュース（発生の抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再資源化）を実践するための積極的な取り組みを展開していく方針である。

(1) 排出抑制、再使用及び再資源化の推進

本地域では、以下に示す一般廃棄物の排出抑制・再使用及び再資源化に関する施策を推進していく。

ア 町民・事業者・行政の協働体制づくり

①町民・事業者・行政の役割の明確化

ごみの排出抑制、再使用及び再生利用を効率的に推進していくためには、町民、事業者及び行政のパートナーシップを推進していくとともに、それぞれの役割を理解し、主体的な取り組みを実践していくことが重要である。

今後も町民、事業者に対して、それぞれの主体が取り組むべき事項について、様々な媒体を用いて普及・啓発を行うこととする。

②ごみに係る地域組織・ネットワークづくり

各地域における自治会、PTA、児童会などの活動を支援するとともに、自治会の美化推進委員を対象にした意見交換の場や町の出前講座などを開催し、ごみに係る地域リーダーとしての知識の向上を図るものとする。

リサイクル活動を行う個人や団体に対しては情報交換の場を設け、個人や団体間のネットワークを確立することにより、リサイクル活動の活性化を図るものとする。

事業所に対しては、同業種間及び異業種間でのリサイクルの可能性について意見交換、情報交換の場を設けるなど、リサイクルに関するネットワークの確立を支援する。

イ 排出抑制（リデュース）の推進

①マイバッグ運動、レジ袋対策

地域の多くのスーパー等では、店頭での「買い物用バッグ」の販売や「マイバッグ」持参者に対する様々なサービスの実施など、マイバッグ運動（買物袋の持参運動）に積極的に取り組んでいる。

本地域では、今後も広報やイベント等を通じたPRを行うなどマイバッグ運動の支援に取り組むこととする。

②生ごみの減量及び水切り運動の推進

調理くずを減らす調理方法の情報や実演会の開催、食べ物を大事にする啓発活動

を推進して生ごみの減量を進めていく。

また、生ごみには水分が多く含まれていることから、各家庭や事業所において、生ごみの水切りを徹底することは、ごみ減量に大きな効果が期待できる。このため、生ごみの水切りによるごみ減量効果についてもPRするとともに、広報や町のホームページ、消費生活展などあらゆる機会を活用して、町民への協力を呼びかけていく。

さらには、町民が実践するごみを減らす調理方法や水切りに関する情報・提案を募集して全町に広めていく取り組みを行っていく。

③生ごみの減量方法の啓発

生ごみを減量する方法としては、コンポスターの利用、ダンボール箱の利用、生ごみ処理機の利用など様々な方法がある。

積極的に導入できるよう、生ごみの堆肥化について広報や町のホームページを活用し、啓発普及を図る。

④適正な事業系ごみ処理手数料の検討

ごみ減量と適正な費用負担の観点から、事業系ごみ処理手数料についても検討し、ごみの排出状況や近隣市町村の状況等を勘案しながら、必要に応じて見直しを行っていく。

⑤事業系ごみの減量化・資源化

事業系ごみの減量化・資源化を図るため、事業系ごみは、原則として事業者の自己責任で処理されることを周知徹底し、家庭系ごみへの混入禁止や適正な排出方法が徹底されるよう指導を強化する。

また、ごみの排出状況の調査や監視を強化して、古紙、厨芥類及び剪定枝など資源となるものの混入を防止して、減量化・資源化を推進する。

さらに、一定規模以上の事業者に対して実施している「事業系一般廃棄物の減量化に関する計画」の提出を求め、多量排出事業所からのごみ排出の実態把握と指導の強化を図る。

⑥排出事業者と収集運搬許可業者へのごみの減量・資源化に関する指導の強化

事業系ごみの減量化・資源化には排出事業者と収集運搬許可業者の協力が欠かせないことから、排出事業者と収集運搬許可業者に対して、ごみの減量及び資源の分別収集を要請していく。

⑦リースやレンタルの促進

発生抑制の一環として、使用頻度の少ないものや使用期間の短いものの調達は、リースやレンタル商品の活用を市民に促すよう民間事業者との連携を検討する。

また、お祭りやイベントなどで使用する食器類について、リース食器の使用促進を図る。

⑧必要以外の物の購入の抑制（食品ロス等）

食べ残しなどの食品ロスをなくすため、広報や町のホームページ等により啓発活動を行っていく。

ウ 再使用（リユース）の推進

①民間の再使用ルートに関する情報の提供

町民や事業者が日常の活動においてリユースを積極的に活用するよう、リユースの大切さを啓発する情報やリサイクルショップ、古書店、古着屋など民間の再使用ルートに関する情報の提供などを行っていく。

エ 再生利用（リサイクル）の推進

①P T A・児童会等による資源回収への支援

P T A・児童会等による資源物の回収については、児童等に対する資源の大切さ、環境美化及び環境保全に対する意識の育成など環境学習の目的もあることから、資源回収に対する支援に取り組むこととする。

②資源物の分別の推進

コピー用紙、お菓子の箱、包装紙、メモ用紙などについては、新聞紙、ダンボールに比べ、分別収集の割合が低いことから、重点品目として分別の推進を図っていく。

「容器包装プラスチック」や「小型家電製品」の分別区分を変更し、資源物として回収する方向で検討し、資源化率の向上を図る。

③公共施設等での拠点回収の推進

ごみ集積所での分別収集を補完するものとして、地域の実情に応じ、資源物（アルミ缶、エコキャップ）等の公共施設における拠点回収を推進する。

④店頭回収の促進

スーパー等の小売店舗に対して店頭回収の実施を促すとともに、広報等を利用した店頭回収の実施店舗の紹介など、町民に対して店頭回収への参加を呼びかけることとする。

特に大規模小売店舗、スーパー、コンビニエンスストアについては、全店舗を目標に協力要請する。

⑤新たな資源リサイクルの調査・研究

生ごみなど有機性廃棄物の資源化に関する先行事例の調査等を行いながら、新たな資源化の方法について検討する。

オ 啓発活動・環境教育の推進

①啓発活動の推進

分別収集カレンダー、広報及びホームページ等の媒体を活用して、町民、事業者

に対するごみの減量化・資源化の意識の高揚を図っていく。

町のホームページについては、大人から子供まで幅広い層に、より分かりやすく、ごみの減量や分別について知識の習得ができるように、より充実したものに更新していく。

②環境教育の推進

環境教育については、町民を対象とした出前講座の実施や、教育委員会と連携を取りながら町内全小学校の児童を対象とした副読本やゲストティーチャーの制度を活用して、ごみの減量やリサイクルの意識の高揚を図っていく。

③再生品の利用の促進と普及拡大

資源の回収が行われても、再生品の需要がなければ、資源の循環は成り立たない。再生品利用を促進するため、事業者に対しては、ISOや、エコアクション21など再生品の取り扱いの拡大につながる環境規格の情報提供を図ることとする。

(2) 処理体制

ア 家庭系ごみの処理体制の現状と今後

平成23年度における分別区分及び処理方法については、表3-1のとおりである。那智勝浦町と太地町では新施設稼働に向けて分別区分についての協議を行い、両町民に対する分別区分の変更等による住民サービスの低下を招かないよう検討を重ねる計画である。

イ 事業系一般廃棄物の処理体制の現状と今後

事業系一般廃棄物の処理については、各事業者自身が適正に処理するよう指導している。今後は、事業者や事業者団体に対して、さらに積極的にごみの減量を要請していく。

ウ 一般廃棄物処理施設で併せて処理する産業廃棄物の現状と今後

現在、本地域では一般廃棄物処理施設による産業廃棄物の処理は行っていない。今後も、一般廃棄物処理施設で併せて処理する産業廃棄物については、廃棄物処理に係る法令、条例等に基づき適切に処理する。

エ 生活排水処理の現状と今後

生活排水の処理については、引き続き公共下水道が整備されていない人口散在地域等で合併処理浄化槽の整備を進めていく。

また、し尿、浄化槽汚泥については、現在、し尿処理施設において処理し、生じた汚泥を脱水後、焼却処分しているが、今後は新たに整備するごみ処理施設で

の焼却処理を検討していく方針である。

オ 今後の処理体制の要点

- ◇ 分別収集の徹底と啓発活動によりごみ減量に努め、リサイクル率を向上させる。
- ◇ 事業系ごみは、事業者の責任によって減量化及び資源化することを要請する。
- ◇ し尿処理施設から発生する汚泥の燃料化についても検討していく。
- ◇ 老朽化したごみ処理施設と固形燃料化施設を集約し、ごみ処理により発生する熱エネルギーを有効活用するため、新たにエネルギー回収推進施設を整備する。

表3-1 本地域の家庭ごみの分別区分と処理方法の現状と今後

那智勝浦町		処理方式	処理施設等	平成23年度 処理実績(トン)	太地町		処理方式	処理施設等	平成23年度 処理実績(トン)	
家庭系 資源物	燃えるごみ 生ゴミ 草木・木くず 衣類 布・皮・ゴム製品 紙くず プラスチック類(発泡スチロール含む)	焼却	那智勝浦町 クリーン センター	4,413	家庭系 資源物	可燃ごみ 生ゴミ 草木・木くず 衣類 布・皮・ゴム製品 紙くず	固形燃料化	太地町清掃 センター	808	
	紙類	選別・再資源化	委託	280		不燃ごみ 陶磁器類 ガラス製品 プラスチック製品	選別・埋立	太地町清掃 センター	29	
	ガラス類	選別・再資源化 ・埋立	委託 埋立	137		紙類	ダンボール 新聞・チラシ 雑誌	選別・再資源化	委託	69
	ペットボトル	選別・再資源化	委託	15		ビン類	空ビン	選別・再資源化	委託	32
	金物類	選別・再資源化	委託	209		ペットボトル	飲料用、しょうゆ、酒類等の容器	選別・再資源化	委託	7
					白色トレイ	食品用トレイ			25	
					鉄類	鉄カン アルミカン 金属製品	選別・再資源化	委託	39	
					粗大ごみ	木製家具 その他可燃性粗大ごみ	破碎・選別	太地町清掃 センター	31	

那智勝浦・太地地域		処理方法		処理施設等		平成31年度 処理計画(トン)
				一次処理	二次処理	
可燃ごみ	熱回収	埋立	新ごみ処理 施設	最終処分場		4,119
不燃ごみ	選別	埋立 再資源化	新ごみ処理 施設	最終処分場		20
粗大ごみ	破碎・選別	熱回収 埋立 再資源化	新ごみ処理 施設	最終処分場		23
資源物	紙類 その他紙類	リサイクル	再資源化	委託		290
	ガラス類	リサイクル	再資源化	委託		140
	ペットボトル 白色トレイ その他プラ	リサイクル	再資源化	委託		39
	鉄類	リサイクル	再資源化	委託		204

(3) 処理施設の整備

ア 廃棄物処理施設

上記(2)処理体制のうち、今後の処理体制の要点に示した分別区分及び処理体制で処理を行うため、表3-2のとおり必要な施設整備を行う。

表3-2 整備する処理施設

事業番号	整備施設種類	事業名	処理能力	設置予定地	事業期間
1	エネルギー回収推進施設(熱回収施設)	熱回収施設整備事業	25t/日	那智勝浦町	H27~H28

※ 現有処理施設の概要を添付資料1に添付した。

(整備理由)

事業番号1 老朽化したごみ処理施設と固形燃焼化施設を集約し、循環型社会形成を推進する拠点施設として、ごみ処理により発生する熱エネルギーを有効活用するため

イ 合併処理浄化槽の整備

合併処理浄化槽の整備については、表3-3のとおり行う。

表3-3 合併処理浄化槽への移行計画

事業名	直近の整備済 基数(基) (平成23年度)	整備計画 基数 (基)	整備計画 人口 (人)	事業期間
浄化槽設置整備事業				
那智勝浦町	1,661	302	608	H26~H30
太地町	151	60	154	H26~H30
合計	1,812	362	762	

(4) 施設整備に関する計画支援事業

(3)の施設整備に先立ち、表3-4のとおり計画支援事業を行う。

表3-4 実施する計画支援事業

事業番号	事業名	事業内容	事業期間
31	熱回収施設整備事業（事業番号1）に係る計画支援業務	生活環境影響調査 基本設計 発注仕様書	H26～H27

(5) その他の施策

その他、地域の循環型社会を形成する上で、次の施策を実施していく。

ア 温室効果ガス排出量の管理と排出削減

「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、市町村は自ら排出する温室効果ガスを排出抑制するための施策を実施するとともに、排出削減のための実行計画を策定するものとされている。

本計画においては、中間処理施設における温室効果ガスを管理し、焼却によるエネルギーを有効利用することで化石燃料の消費を抑制し、温室効果ガスの排出削減を行うものとする。

イ 環境美化と不法投棄対策

クリーン作戦の実施や環境美化推進員の活動など、住民参加と協働の取り組みを展開することにより、地域の環境美化を推進する。

併せて、町内会等との合同パトロールを実施し、不法投棄防止に向けた監視体制を強化するとともに、町内会等と協働で不法投棄物を回収するなど、不法投棄に対する意識の向上と、不法投棄をさせない許さない環境づくりの醸成を図るものとする。

ウ 処理困難物等の扱い

自動車のタイヤ、バッテリー、消火器、塗料、農薬等は処理できない処理困難物として指定されているが、依然として、ごみステーションに排出されている状況にある。これらは、製造者や販売業者に処理を依頼することが原則であるため、今後も一層、広報等を通じて周知徹底を図るものとする。

エ 環境教育の推進

将来世代を担う子供達を対象に、地域における環境学習や環境保全活動を行う。

また、家庭から出たごみがどのように処理・処分されるか、この間の工程を理解してもらうために、施設見学会や出前講座の充実を図るものとする。

オ 災害廃棄物に関する対応

震災や水害などにより多量の廃棄物が発生した場合や、一般廃棄物処理施設が運転停止し、ごみを処理できないような大規模災害が発生した場合には、地域防災計画に基づき、被災地の環境衛生の保全と早期の復興を図るため、関係機関と連携し、被災地及び避難所におけるごみ、がれき等の廃棄物を適正に処理する。

4 計画のフォローアップと事後評価

(1) 計画のフォローアップ

那智勝浦町および太地町は、毎年、計画の進捗状況を把握し、その結果を公表するとともに、必要に応じて県及び国と意見交換をしつつ、計画の進捗状況を勘案し、計画の見直しを行う。

(2) 事後評価及び計画の見直し

計画期間終了後、処理状況の把握を行い、その結果が取りまとまった時点で、速やかに計画の事後評価、目標達成状況の評価を行う。

また、評価の結果を公表するとともに、評価結果を次期計画策定に反映させるものとする。

なお、計画の進捗状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じ計画を見直すものとする。

様式 1

循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表 1 (平成25年度)

1 地域の概要

(1)地域名	那智勝浦・太地	(2)地域内人口	20,295 人 (平成25年9月30日付人口)			(3)地域面積	189.41 km ²		
(4)構成市町村等名	那智勝浦町、太地町 那智勝浦町太地町環境衛生施設一部事務組合 (予定)	(5)地域の要件*	人口	面積	沖縄 離島 奄美 豪雪	山村	半島	過疎	その他
(6)構成市町村に一部事務組合等が含まれる場合、当該組合の状況	組合を構成する市町村：那智勝浦町、太地町		設立 (予定) 年月日：昭和40年4月10日設立			設立されていない場合、今後の見通し：			

*交付要綱で定める交付対象となる要件のうち、該当する項目全てに○を付ける。

2 一般廃棄物の減量化、再生利用の現状と目標

指標・単位	年	過去の状況・現状					目標
		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成31年度
排出量	事業系 総排出量 (トン)	2,358	2,119	2,141	2,014	1,730	1,435 (-17.1%)
	1事業所当たりの排出量 (トン/事業所)	1.4	1.3	1.3	1.2	1.0	0.8 (-20.0%)
	家庭系 総排出量 (トン)	7,044	6,518	6,483	6,411	7,337	5,507 (-24.9%)
	1人当たりの排出量 (kg/人)	269.8	259.6	261.0	263.3	306.5	272.7 (-11.0%)
合計	事業系家庭系排出量合計 (トン)	9,402	8,637	8,624	8,425	9,067	6,942 (-23.4%)
再生利用量	直接資源化量 (トン)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
	総資源化量 (トン)	1,489 (15.8%)	1,082 (12.5%)	1,078 (12.5%)	1,019 (12.1%)	1,097 (12.1%)	932 (13.4%)
熱回収量	熱回収量 (年間の発電電力量 MWh)	—	—	—	—	—	—
中間処理による減量化量	減量化量 (中間処理前後の差 トン)	7,141 (76.0%)	6,771 (78.4%)	6,829 (79.2%)	6,626 (78.6%)	7,134 (78.7%)	5,338 (76.9%)
最終処分量	埋立最終処分量 (トン)	772 (8.2%)	784 (9.1%)	717 (8.3%)	780 (9.3%)	836 (9.2%)	672 (9.7%)

※ 別添資料として指標と人口等の要因に関するトレンドグラフを添付した。(添付資料2~3)

3 現有施設の状況と更新、廃止、新設の予定

施設種別	実施主体	現有施設の内容				更新、廃止、新設の内容					備考
		型式及び処理方式	補助の有無	処理能力(単位)	開始年月	更新、廃止予定年月	更新、廃止、新設理由	形式及び処理方式	施設竣工予定年月	処理能力(単位)	
ごみ焼却施設	那智勝浦町	准連続運転方式	有	50トン/日	H3年4月	H29年3月	老朽化	—	—	—	那智勝浦町クリーンセンター
固形燃料化施設	太地町	准連続運転方式	有	6トン/日	H12年4月	H29年3月	RDF施設廃止	—	—	—	太地町清掃センター
し尿処理施設	組合	高負荷脱窒素処理	有	37kl/日	H8年4月	—	—	—	—	—	大浦浄苑

施設種別	実施主体	現有施設の内容				更新、廃止、新設の内容					備考
		型式及び処理方式	補助の有無	処理能力(単位)	開始年月	更新、廃止予定年月	更新、廃止、新設理由	形式及び処理方式	施設竣工予定年月	処理能力(単位)	
熱回収施設	那智勝浦町 太地町環境 衛生施設一 部事務組合 (予定)	—	—	—	—	H29年4月	老朽化とRDF施設廃止に伴う集約化により新設	准連続運転方式	H29年3月	25t/日	

※ 計画地域内の施設の状況（現況、予定）を地図上に示したものを添付した。（添付資料5）

4 生活排水処理の現状と目標

指標・単位	年	過去の状況・現状					目標
		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成31年度
総人口		22,007	21,687	21,398	21,105	20,754	17,211
公共下水道	汚水衛生処理人口	2,235	2,212	2,213	2,172	2,169	1,729
	汚水衛生処理率	10.2%	10.2%	10.3%	10.3%	10.5%	10.0%
集落排水施設等	汚水衛生処理人口	0	0	0	0	0	0
	汚水衛生処理率	0%	0%	0%	0%	0%	0%
合併処理浄化槽等	汚水衛生処理人口	3,762	3,894	4,052	4,196	4,416	5,863
	汚水衛生処理率	17.1%	18.0%	18.9%	19.9%	21.3%	34.1%
未処理人口	汚水衛生未処理人口	16,010	15,581	15,133	14,737	14,169	9,619

※ 別添資料として指標と人口等の要因に関するトレンドグラフを添付した。（添付資料4）

5 浄化槽の整備の状況と更新、廃止、新設の予定

施設種別	事業主体	現有施設の内容			整備予定基数の内容			備考
		基数	処理人口	開始年月	基数	処理人口	目標年次	
浄化槽設置整備事業	那智勝浦町	1,661	3,903	H3.4	302	608	H30	
浄化槽設置整備事業	太地町	151	514	H6.4	60	154	H30	

様式 2

循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表2(平成25年度)

事業種別	事業番号	事業主体名称 ※2	規模	事業期間 交付期間		総事業費(千円)					交付対象事業費(千円)					備考			
				単位	開始	終了	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度		平成 30年度		
○熱回収等に関する事業							2,110,000	0	633,000	1,477,000	0	0	1,687,000	0	506,000	1,181,000	0	0	
熱回収施設整備	1	那智勝浦町 太地町環境 衛生施設一 部事務組合 (予定)	25	t/d	H27	H28	2,110,000	0	633,000	1,477,000	0	0	1,687,000	0	506,000	1,181,000	0	0	那智勝 浦町、 太地町
○浄化槽に関する事業							129,438	25,804	26,136	25,722	25,722	26,054	129,438	25,804	26,136	25,722	25,722	26,054	
浄化槽設置整備	2	那智勝浦町	302	基	H26	H30	107,618	21,772	21,772	21,358	21,358	21,358	107,618	21,772	21,772	21,358	21,358	21,358	
浄化槽設置整備	3	太地町	60	基	H26	H30	21,820	4,032	4,364	4,364	4,364	4,696	21,820	4,032	4,364	4,364	4,364	4,696	
○施設整備に関する計画支援に関する事業							40,000	27,000	13,000	0	0	0	40,000	27,000	13,000	0	0	0	
熱回収施設整備事業(事業番号1)に係る 計画支援業務	31	那智勝浦町			H26	H27	40,000	27,000	13,000	0	0	0	40,000	27,000	13,000	0	0	0	
合 計							2,279,438	52,804	672,136	1,502,722	25,722	26,054	1,856,438	52,804	545,136	1,206,722	25,722	26,054	

※1 事業番号については、計画本文3(3)表4に示す事業番号及び様式3の施設整備に関する事業番号と一致させること。また、様式3に示す施策のうち関連するものがあれば、合わせて番号を記入すること。

※2 広域連合、一部事務組合等については、欄外に構成する市町村を注記すること。

※3 実施しない事業の欄は削除しても構わない。

※4 同一施設の整備であっても、交付金を受ける事業主体ごとに記載する。

地域の循環型社会形成推進のための施策一覧

施策種別	事業番号 ※ 1	施策の名称	施策の内容	実施主体	事業期間 交付期間		交付金 必要の 要否	事業計画					備考		
					開始	終了		平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度			
発生抑制、 再使用の 推進に関 するもの	11	町民・事業者・行政の協働体制づくり	役割の明確化 ごみに係る地域組織・ネットワークづくり	那智勝浦町 太地町	H26	H30		計画立案							
	12	排出抑制の推進	マイバッグ運動、レジ袋 対策 生ごみの減量及び水切り 運動の推進 生ごみの減量方法の啓 発 適正な事業系ごみの減 量化・資源化 事業者へのごみの減 量・資源化に関する指 導の強化 リースやレンタルの促 進 食品ロスの抑制	那智勝浦町 太地町	H26	H30		協力店舗への要請の実施							
								推進・啓発・普及							
								啓発・普及							
								事業系ごみの減量化・資源化対策の実行							
13	再使用の推進	民間の再利用ルートに 関する情報の提供	那智勝浦町 太地町	H26	H30		事業所に対する指導の強化								
							啓発・普及								
							啓発・普及								
14	再生利用の推進	集団資源回収への支 援 資源物の分別の推進 公共施設等での拠点回 収 店頭回収の促進 新たなリサイクル資源 の調査・研究	那智勝浦町 太地町	H26	H30		提供方法の検討・啓発・普及								
							集団資源回収団体に対する情報の提供								
							推進・啓発・普及								
							拠点回収の実施								
							店頭回収実施店舗への協力要請								
15	啓発活動・環境教 育の推進	啓発活動の推進 環境教育の推進 再生品の利用の促進と 普及拡大	那智勝浦町 太地町	H26	H30		調査・研究								
							計画・推進・啓発・普及								
処理体制 の構築、変 更に関す るもの	21	処理施設の統廃合 と新規施設の建設	現有施設の統廃合を進 めるとともに、熱回収施 設を確保する	那智勝浦町 太地町	H26	H30		処理施設の統廃合等の検討と新施設整備							
処理施設 の整備に 関するもの	1	熱回収施設 整備事業		那智勝浦町 太地町環境 衛生施設一 部事務組合 (予定)	H27	H28	○	建設工事							
	2	合併処理浄化槽 整備事業		那智勝浦町	H26	H30	○	合併処理浄化槽整備							
	3	合併処理浄化槽 整備事業		太地町	H26	H30	○	合併処理浄化槽整備							
施設整備 に係る計 画支援に 関するもの	31	1の支援事業	生活環境影響調査 基本設計 発注仕様書	那智勝浦町	H26	H27	○	計画支援業務							

(以下に続く)

施策種別	事業番号 ※1	施策の名称	施策の内容	実施主体	事業期間 交付期間		交付金 必要の 要否	事業計画					備考
					開始	終了		平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	
その他	41	温室効果ガス排出量の管理と排出削減	温室効果ガスを管理し、焼却によるエネルギーを有効利用することで化石燃料の消費を抑制し、温室効果ガスの排出削減を行う	那智勝浦町 太地町	H29	H30							温室効果ガスの管理と排出削減
	42	環境美化と不法投棄対策	町内会等と協働のパトロールなど監視体制を強化するとともに不法投棄に対する意識の向上を図る	那智勝浦町 太地町	H26	H30							監視体制の強化と意識向上の啓発
	43	処理困難物の扱い	処理困難物に対する処理方法の周知徹底	那智勝浦町 太地町	H26	H30							処理方法の周知徹底
	44	環境教育の推進	施設見学会や出前講座の充実	那智勝浦町 太地町	H26	H30							施設見学会や出前講座の実施
	45	災害廃棄物に対する対応	災害発生時における関係機関との連携の構築	那智勝浦町 太地町	H26	H30							災害発生時における関係機関との連携の構築

※1 処理施設の整備に係る事業計画については、計画本文3(3)表4に示す事業番号及び様式2の事業番号と一致させること。

施設概要（熱回収施設系）

都道府県名 和歌山県

(1) 事業主体名	那智勝浦町太地町環境衛生施設一部事務組合（予定）
(2) 施設名称	熱回収施設
(3) 工期	平成27年度～平成28年度
(4) 施設規模	処理能力 25 t/日（12.5t/16h×2炉）
(5) 形式及び処理方式	准連続運転方式
(6) 余熱利用の計画	1. 発電の有無 有（発電効率 %） ・ <input type="radio"/> 無 2. 熱回収の有無 <input checked="" type="radio"/> （熱回収率 10%） ・ 無
(7) 地域計画内の役割	老朽化したごみ処理施設と固形燃料化施設を集約し、廃棄物循環型社会形成を推進する拠点施設として、ごみ処理により発生する熱エネルギーを有効活用する。
(8) 廃焼却施設解体工事の有無	有 <input checked="" type="radio"/>
(9) スラグの利用計画	なし
(10) 事業計画額	2, 110, 000千円

施設概要（浄化槽系）

都道府県名 和歌山県

(1) 事業主体名	那智勝浦町
(2) 事業名称	浄化槽設置整備事業
(3) 事業の実施目的及び内容	生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止し、公衆衛生の向上を図る。 汚水処理人口向上のため、合併処理浄化槽の整備を推進する。
(4) 事業期間	平成26年度 ～ 平成30年度
(5) 事業対象地域の要件	那智勝浦町全域とする。ただし、公共下水道が整備された地域を除く
(6) 具体的な整備計画	交付対象事業費 107,618千円 うち ・低炭素社会対応型浄化槽整備推進事業に係る事業費 0千円 ・浄化槽整備区域促進特別モデル事業に係る事業費 0千円

○ 事業計画額の内訳及び浄化槽の整備規模

【浄化槽設置整備計画事業の場合】

人槽区分	補助対象基数 (人分)	うち 単独撤去	基準額	対象経費 支出予定額	選定額
5人槽	245基 (493人分)		81,340千円	81,340千円	81,340千円
6～7人槽	37基 (74人分)		15,318千円	15,318千円	15,318千円
8～10人槽	20基 (41人分)		10,960千円	10,960千円	10,960千円
11～20人槽	基 (人分)		千円	千円	千円
21～30人槽	基 (人分)		千円	千円	千円
31～50人槽	基 (人分)		千円	千円	千円
51人槽以上	基 (人分)		千円	千円	千円
改築					
事務費					
合計	302基 (608人分)		107,618千円	107,618千円	107,618千円

施設概要（浄化槽系）

都道府県名 和歌山県

(1) 事業主体名	太地町
(2) 事業名称	浄化槽設置整備事業
(3) 事業の実施目的及び内容	生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止し、公衆衛生の向上を図る。 汚水処理人口向上のため、合併処理浄化槽の整備を推進する。
(4) 事業期間	平成26年度 ～ 平成30年度
(5) 事業対象地域の要件	太地町全域とする。ただし、公共下水道が整備された地域を除く
(6) 具体的な整備計画	交付対象事業費 21,820千円 うち ・低炭素社会対応型浄化槽整備推進事業に係る事業費 0千円 ・浄化槽整備区域促進特別モデル事業に係る事業費 0千円

○ 事業計画額の内訳及び浄化槽の整備規模

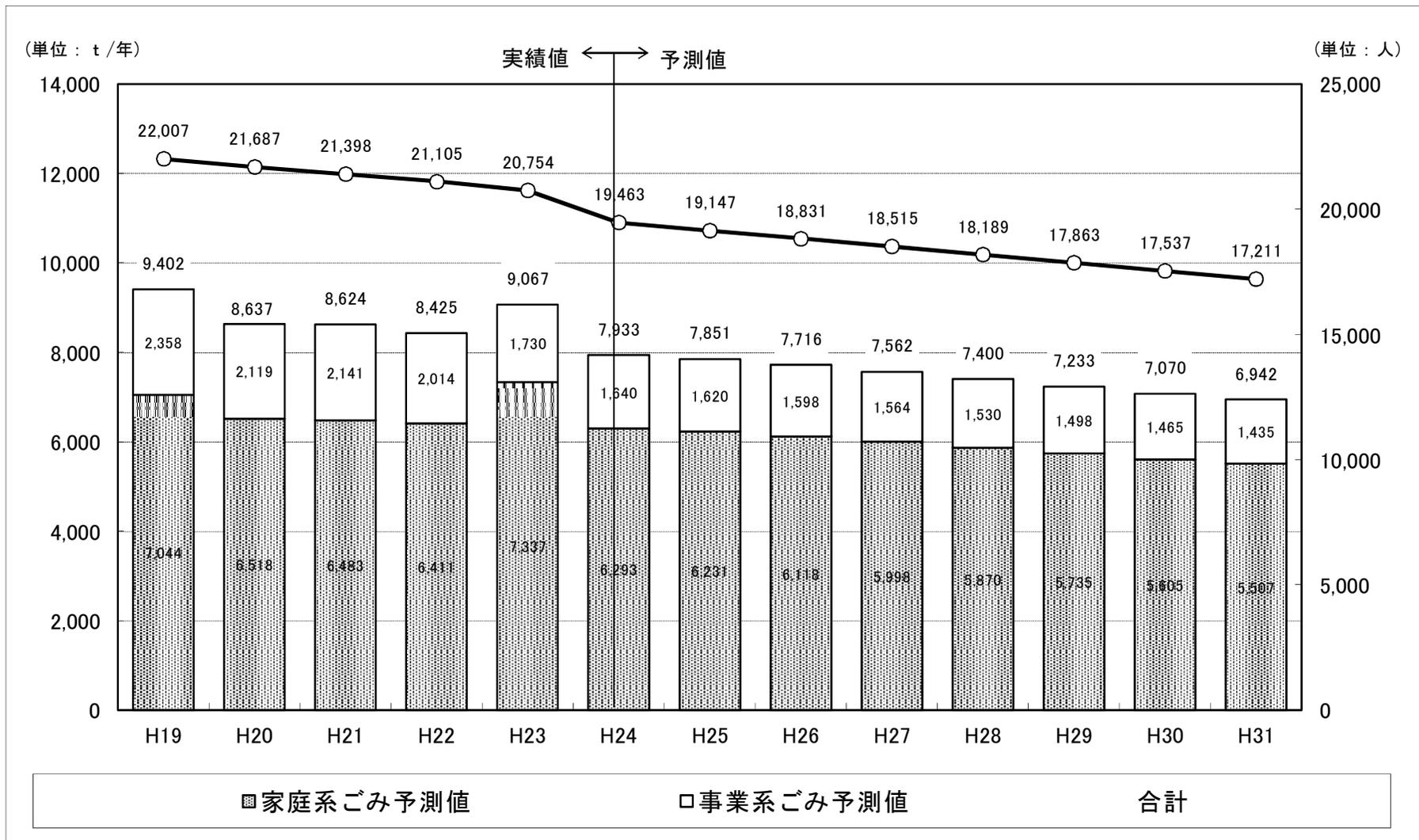
【浄化槽設置整備計画事業の場合】

人槽区分	補助対象基数 (人分)	うち 単独撤去	基準額	対象経費 支出予定額	選定額
5人槽	45基 (116人分)		14,940千円	14,940千円	14,940千円
6～7人槽	10基 (25人分)		4,140千円	4,140千円	4,140千円
8～10人槽	5基 (13人分)		2,740千円	2,740千円	2,740千円
11～20人槽	基 (人分)		千円	千円	千円
21～30人槽	基 (人分)		千円	千円	千円
31～50人槽	基 (人分)		千円	千円	千円
51人槽以上	基 (人分)		千円	千円	千円
改築					
事務費					
合計	60基 (154人分)		21,820千円	21,820千円	21,820千円

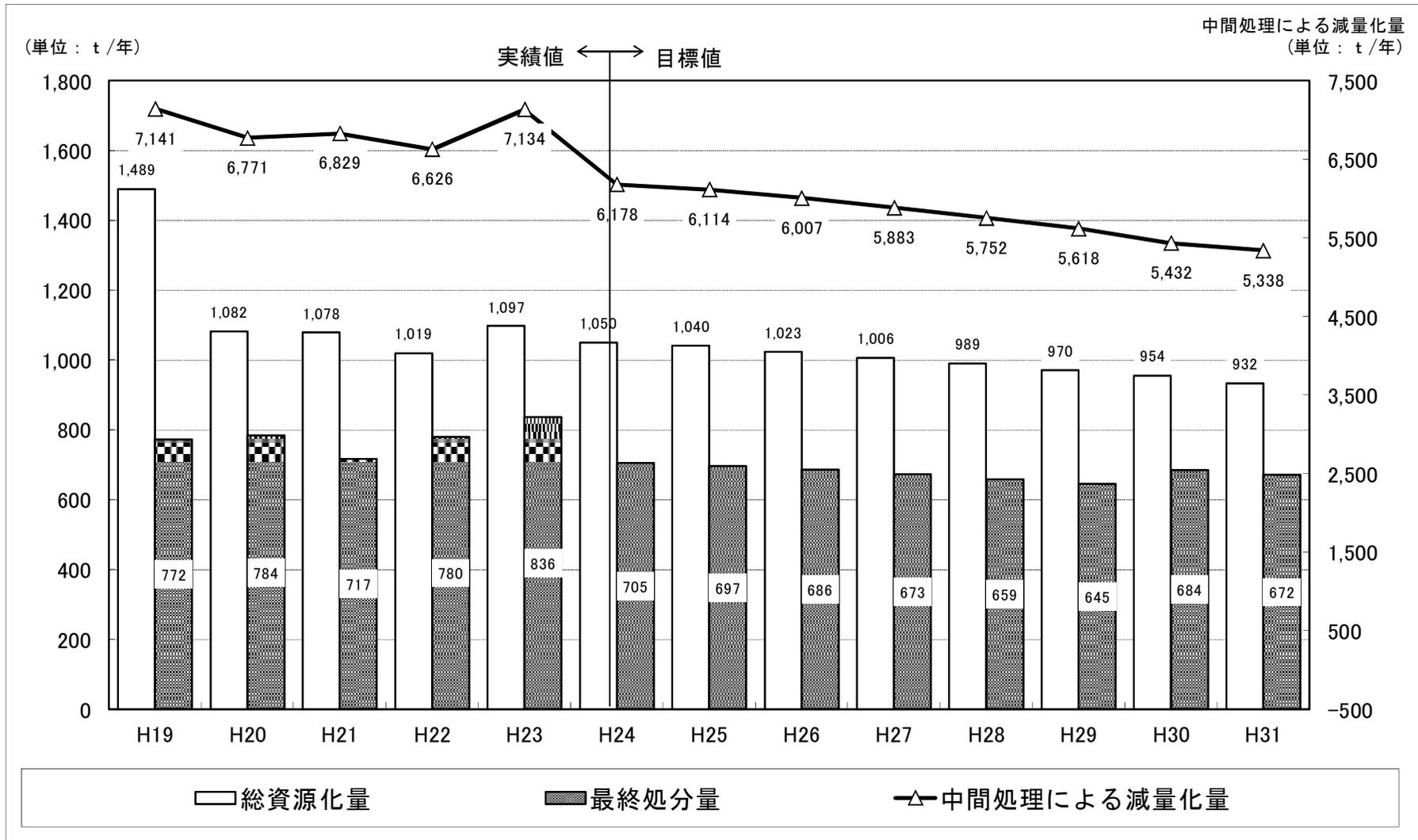
計 画 支 援 概 要

都道府県名 和歌山県

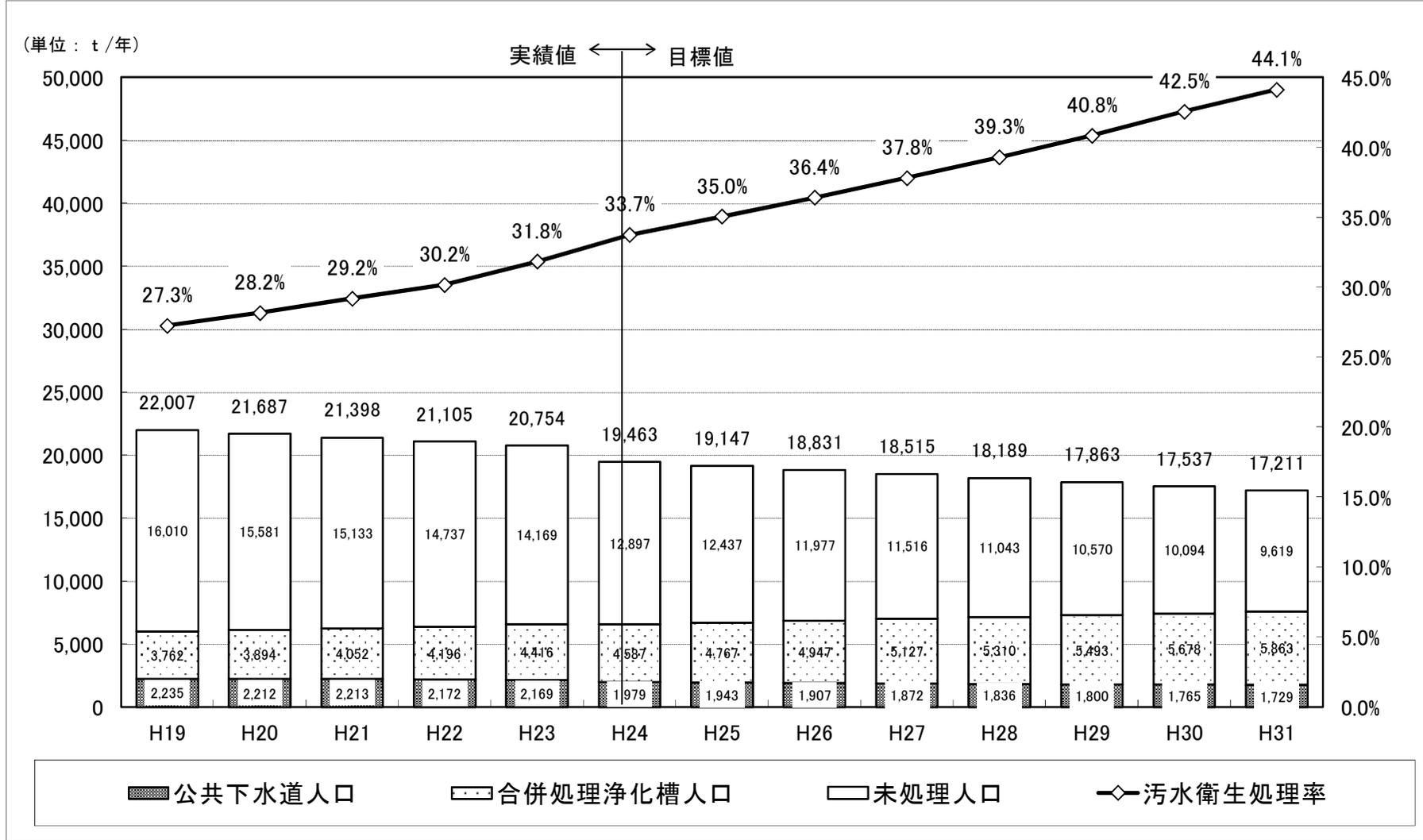
(1) 事業主体名	那智勝浦町		
(2) 事業目的	熱回収施設整備のため		
(3) 事業名称	熱回収施設整備事業(事業番号 1) に係る計画支援業務		
(4) 事業期間	平成 26 年度 ~ 平成 27 年度		
(5) 事業概要	生活環境影響調査 基本設計 発注仕様書		
(6) 事業計画額	40,000 千円		



添付資料2 那智勝浦・太地地域の人口及びごみ量の実績と予測結果



添付資料3 最終処分量、資源化量及び中間処理による減量化の実績と予測結果



添付資料 4 那智勝浦・太地地域の汚水衛生処理率及び生活排水処理形態別人口の実績と予測結果

